

川崎市選挙管理委員会告示第5号

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和7年7月1日

川崎市選挙管理委員会

委員長 廣 田 健 一

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
規程の一部を改正する規程

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
規程（平成5年川崎市選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正
する。

第5号様式中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円＋
5円18銭」を「419,000円＋5円62銭」に改める。

第6号様式中「541円31銭」を「586円88銭」に、「270,6
55円＋28円35銭」を「293,440円＋30円73銭」に改める。

第7号様式その2（別紙）中「7円73銭」を「8円38銭」に、「38
6,500円＋5円18銭」を「419,000円＋5円62銭」に改め、
同様式その3（別紙）中「541円31銭」を「586円88銭」に、「2
70,655円＋28円35銭」を「293,440円＋30円73銭」に
改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。